



2009年2月23日
アクサ生命保険株式会社

アクサ生命、「指定代理請求特約」を取扱い開始

アクサ生命保険株式会社(本社:東京都港区、代表取締役社長兼 CEO:マーク・ピアソン)は、2009年3月2日より、「指定代理請求特約」の取扱を開始します。

「指定代理請求特約」は、受取人に保険金・給付金等を請求できない所定の事情が発生した場合、受取人に代わって、保険金・給付金等を指定代理請求人が請求できる特約です。この特約を付加することにより、あらかじめ所定の範囲の代理請求人を指定できるため、万一受取人が事故や病気で意思表示できない状態になった場合などにおいても、保険金・給付金等の請求手続きを、迅速かつスムーズに行うことができるようになります。また、アクサ生命では従来よりリビング・ニーズ特約等の一部の商品に代理請求制度を設けていましたが、今回代理請求の対象となる保険種類や指定代理請求人の範囲を大幅に拡大し、お客さまにとって一層の利便性の向上を図っています。

アクサ生命は、今後も保険金・給付金等を確実にまた速やかにお支払いする態勢を一層強化し、安心して保険契約をご継続いただけるよう、引き続きサービスの向上に取り組んでまいります。

【主な特徴】

1. あらかじめ所定の代理請求人を指定することで、受取人が請求できない状態でも、保険金・給付金等の請求手続きを迅速かつスムーズに行うことができます。
2. 現行の代理請求制度に比べて、代理請求の対象となる保険種類や指定代理請求人の範囲を大幅に拡大しました。
3. 特約保険料は必要ありません。
4. 新規のお客さまだけでなく、現在当社でご契約いただいているお客さまにも、この特約を付加していただくことができます。

ご請求時の条件

指定代理請求人が保険金・給付金等をご請求される際の条件は以下の通りです。

受取人が保険金・給付金等の請求を行う意思表示が困難である(器質性認知症や昏睡状態など)と当社が認めた場合

受取人が当社が認める傷病名(所定のガンなど)の告知を受けていない場合

受取人がその他前記 または に準じる状態であると当社が認めた場合(被保険者が、余命6ヶ月以内と知らされていない場合など)

指定代理請求人の範囲

ご契約者は、被保険者の同意を得てあらかじめ指定代理請求人を 1 名指定することができます。指定代理請求人は、指定時および保険金・給付金等の請求時に、以下の範囲内であることが必要です。

被保険者の戸籍上の配偶者 被保険者の直系血族

被保険者の兄弟姉妹 被保険者と同居、または、生計を一にしている 3 親等内の親族

被保険者と同居、または、生計を一にしている 以外の方

被保険者の療養看護に努め、または、被保険者の財産管理を行っている方

上記の および については、所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険金・給付金等の受取人のために保険金・給付金等を請求すべき適当な事由があると当社が認めた方に限ります。

対象となる保険金・給付金等について

この特約の対象となる主契約および特約の保険金・給付金等は、次のとおりとなります。

被保険者と受取人が同一人である保険金・給付金等(入院給付金、手術給付金、高度障害保険金、リビング・ニーズ特約の保険金など)

被保険者と契約者が同一人である場合の保険料の払込の免除

AXA グループについて

AXA グループは、フィナンシャル・プロテクション分野で世界をリードするグローバル企業です。ヨーロッパ、北米、アジア・太平洋地域を中心に、世界各国で事業を展開しています。AXA はパリ証券取引所に株式を上場、ニューヨーク証券取引所には米国預託株式(ADS)を上場しています。詳細は www.axa.com をご参照ください。

～ 本件に関するお問い合わせは下記までお願いいたします～

アクサ ジャパン ホールディング株式会社 広報部

電話:03-6737-7140 FAX:03-6737-5964

<http://www.axa.co.jp>